

企画競争実施の公示

令和 5 年 9 月 22 日
国土交通省北海道運輸局観光部長 水口 猛

次のとおり、企画提案書等の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

「食と観光の連携による外国人旅行者受入のための課題解決調査」業務

「食」を通じた多様なステークホルダーを巻き込み、「観光」の視点で新たなネットワークを構築し、外国人旅行者の受入体制の向上を図る。

(2) 業務内容 別紙「仕様書」による。

(3) 履行期限 令和 6 年 3 月 29 日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のDランク以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。(但し、地方自治体を除く。)

(3) 国土交通省北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)

(6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

3. 手続等

(1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階
国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課 担当：田尻、福田
TEL:011-290-2723

(2) 説明書等の交付期間、場所

令和 5 年 9 月 22 日から 令和 5 年 10 月 12 日まで、
(1)に同じ。

説明書等の交付を希望する方は、(3)のEメールアドレスへお申し込み下さい。

(3) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

令和 5 年 10 月 13 日 17 時 00 分まで、(1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は下記Eメールアドレスへ送信。

E-Mail: hkt-kokusai_kankou@gxb.mlit.go.jp

メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

また、持参若しくは郵送で応募の場合、企画提案書は6部提出。

(4) 説明会の有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、説明会の実施はありません。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、ヒアリングの実施はありません。

(6) 事業者の決定

令和 5 年 10 月 18 日(予定)

4. その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(2) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(3) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を不正な手段により取得したことが判明し、その認定が取り消された場合には、契約を解除することがある。

(4) その他の詳細は説明書による。

仕様書（案）

1. 業務名

「食と観光の連携による外国人旅行者受入のための課題解決調査」業務

2. 業務の概要

〔1〕業務の背景及び目的

函館市を訪れる外国人旅行者は、函館山の夜景や五稜郭の桜といった知名度が極めて高い観光スポットを巡り景観を楽しむ旅行スタイルが主流となり、函館の地域の魅力を深く知ることなく通過しているため滞在時間や観光消費額が少なく、観光客が地域に還元する利益も主要スポットに偏り、地域全体に裨益していない状況にある。

また、2009年より世界料理学会が継続的に函館市で開催され、「生産者」「料理人」「お客様」が「食」を通じて繋がる環境が醸成されているものの、それらを観光の視点で取り込むことが出来ておらず、「食」と「観光」による地域全体の巻き込みが不十分となっている。

2023年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「地域の食材を活用したコンテンツの整備」は「インバウンド回復戦略」の一つに位置付けられ、「食」と「観光」の分野が連携した地域一体の取り組みは地方創生にも大きく寄与することが期待される。

本事業では、「食」を通じた多様なステークホルダーを巻き込み、「観光」の視点で新たなネットワークを構築し、外国人旅行者の受入体制の向上を図る。

〔2〕業務の内容

（1）食文化や地元食材の活用状況についての現状把握

【目的】地域に根付いた食文化の整理や地元食材の活用状況を把握し、観光と地産地消における課題を整理すること。

【調査方法】ヒアリング等

【調査地域】道南地域

【調査対象】生産者、飲食店、加工業者、流通事業者、宿泊事業者、観光関係者、交通事業者等

【留意事項】①調査内容は、北海道運輸局と協議のうえ決定することとするが、本事業の趣旨・目的を踏まえて効果的な内容を提案すること。

②調査対象は有益な情報を収集できる者を理由とともに提案すること。

（2）セミナーの開催

【目的】ガストロノミーリズムを志向する旅行者のニーズを学び、地元食材を活用した付加価値の高い「食」を旅行者に提供するための関係者の意識向上を図る。

【対象者】自治体、観光協会、生産者、飲食店、加工業者、流通事業者、宿泊事業者、観光関係者、交通事業者等

【開催回数】1回以上

【開催場所】函館市内

【留意事項】①本事業の趣旨・目的を踏まえて講師を選定し、効果的な内容を理由とともに提案すること。

②セミナー開催に係る会場の確保、講師への委員等旅費・諸謝金の支払い、会議資料・議事録の作成など、セミナー運営のために必要な各種業務を実施すること。

③セミナー参加者を対象にアンケートを実施し、回収結果を分析のうえ、

本事業の取りまとめに活用すること。

(3) ワークショップの開催

- 【目的】 ガストロノミーツーリズムを志向する旅行者に、地元食材を活用した付加価値の高い「食」を提供し、ガストロノミーツーリズムを地域に定着させるため、多様な関係者における新たな仕組み作りを検討する場とする。
- 【対象者】 自治体、観光協会、生産者、飲食店、加工業者、流通事業者、宿泊事業者、観光関係者、交通事業者等
- 【開催回数】 2回以上
- 【開催場所】 函館市内
- 【留意事項】 ①本事業の趣旨・目的を踏まえて講師を選定し、効果的な内容を理由とともに提案すること。なお、ワークショップ最終回のプログラムには、参加者がワークショップを通じて得た気づきについて発表する機会を組み込むこと。
- ②ワークショップ開催に係る会場の確保、講師への委員等旅費・諸謝金の支払い、会議資料・議事録の作成など、ワークショップ運営のために必要な各種業務を実施すること。
- ③ワークショップ参加者を対象にアンケートを実施し、回収結果を分析のうえ、本事業の取りまとめに活用すること。

(4) 専門家による検証調査

- 【目的】 ガストロノミーツーリズムを志向する旅行者のニーズを理解する専門家により、(1)～(3)において検討された体制が、外国人旅行者に受け入れられるものになっているかを検証し、受入体制に関する課題を抽出すること。
- 【留意事項】 ①専門家は、受入側の地域が対応すべきノウハウや嗜好などを十分に理解している者を選定すること。なお、外国人視点で検証出来るのであれば日本人も妨げない。
- ②検証調査の対象は、北海道運輸局及び専門家と調整のうえ設定することとし、専門家が実地調査により検証すること。

(5) 調査結果の取りまとめ

- (ア) (1)～(4)を踏まえ、把握した課題を整理し、「食」を通じた多様なステークホルダーを巻き込んだ今後の地域の推進体制や取り組みについて提案すること。
- (イ) (ア)で取りまとめた検証結果を広く関係者に共有するための事業報告会を開催すること。

3. 事業に関する留意事項

[1] 北海道運輸局との協議

業務監督職員と十分に協議を行いながら事業を進め、個別指示に従うこと。

[2] 情報共有

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速

やかに経過報告書を提出すること。

【3】 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、必要に応じて現地調査、文献調査、アンケート、ヒアリング等を実施するものとする。

アンケート、ヒアリングの実施にあたっては、事前に設問を業務監督職員と協議のうえ、実施するものとする。

作業方針、内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議のうえ、対処するものとする。

【4】 再委託

再委託を行う場合は、事前に北海道運輸局の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。

【5】 資料等の作成

本事業の過程で作成する書類は、PowerPoint、Word、Excel 等、北海道運輸局において二次利用可能な形式にて作成し、提出すること。

その際、知的財産権等、取り扱いに注意を要するものについては、都度確認を行うものとする。

4. 履行期限

令和6年3月29日（金）

5. 成果品

- | | |
|-----------------------|----|
| ① 事業報告書（A4判、カラー、簡易製本） | 5部 |
| ② 事業実施報告書概要版（A4判1枚） | 5部 |

6. 事業実施報告及び成果物の提出期限

令和6年3月25日（月）

7. 成果品の提出場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎 6階
国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課

8. 監督職員

国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課国際第一係長

9. 検査職員

国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課長